

平成 18 年度 第1回大和市国民保護協議会議事録

◆司会(土田チーフ)

本日は、公私ともご多忙のなか、平成 18 年度第 1 回大和市国民保護協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、防災対策課地域防災対策担当チーフの土田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

開会に先立ちまして、皆様に申し上げます。本協議会は大和市情報公開条例の規定に基づき、公開で行うこととなっております。会議終了後に会議記録をホームページ等で公開させていただきますが、情報提供にあたりましては、個人情報の提供及び内容について、事前にご本人様の了承を得ることとされております。私ども事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされました委員のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。なお、公開前に、必ず各委員様にご発言の内容を確認させていただきますことを、申し添えさせていただきます。

また、本協議会は、大和市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の開催には過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員24名のうち、現在21名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

また、「大和市国民保護協議会傍聴要領」に基づきまして、6人の傍聴人に、本協議会の傍聴を許可させて頂いております。

ここで傍聴人にお知らせします。先ほどお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」を遵守して頂き傍聴をお願い致します。

ここで、お手元の資料を確認させていただきます。まず、はじめに本日の次第でございます。

その他の資料につきましては、各資料の右上に資料番号を付けさせて頂いておりますので、番号順に確認をさせていただきます。

まず資料1「大和市国民保護協議会委員名簿」でございます、次に資料2「平成18年度第1回大和市国民保護協議会出席者名簿」でございます。次に資料3「平成18年度第1回大和市国民保護協議会席次表」でございます。次に資料4「神奈川県国民保護計画」でございます。次に資料5「大和市国民保護計画(素案)」でございます。最後に資料6「大和市国民保護計画作成スケジュール(案)」でございます。資料の漏れ等、ございませんでしょうか。ご協力ありがとうございました。

続きまして、大和市国民保護協議会委員のご紹介をさせていただきます。本日は前回開催しました平成17年度第1回大和市国民保護協議会開催時点から、それ以降変更のございました委員の方のみご紹介させていただきます。

お手元の資料1「大和市国民保護協議会委員名簿」をご覧下さい。

本協議会名簿は、国民保護法に規定されております選出区分に基づきまして作成しております。新しく委員になられました方のお名前をお呼び致しますので、おそれいりますが、その場でご起立をお願い致します。

はじめに「防衛庁長官が指定した自衛隊に属する者」としまして、陸上自衛隊第四施設群長 岩谷 要 様 本日は所用によりご欠席されておりますので、第四施設群第2科長の菅野富士夫 様に代理出席を頂いております。海上自衛隊厚木航空基地隊司令 昌子隆廣 様、続きまして「教育委員会の教育長及び消防長」としまして、大和市消防長 篠田 正 様、続きまして「指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員」としまして、小田急電鉄株式会社大和駅長 橋本 晃 様、東京急行電鉄株式会社長津田駅長 小笠原洋一 様、神奈川中央交通株式会社運転課長 譲原弘明 様 本日は所用によりご欠席されておりますので、神奈川中央交通株式会社大和営業所長の川田満芳 様に代理出席を頂いております。続きまして「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」としまして、大和市消防団団長 山下正秀 様、大和市自治会連絡協議会会長 井川博之 様、大和市自治会連絡協議会副会長 二見 武 様、大和市自治会連絡協議会副会長 國光裕幸 様、以上の皆様が新委員としまして、大和市長からの委嘱をお受け頂きました皆様でございます。

ここで、事務局の紹介をさせていただきます。防災対策課長の沢木 進でございます。『沢木でございます。よろしく願致します』、次に、国民保護法制を担当しております、防災対策課地域防災対策担当副主幹の萩野谷公一でございます。『萩野谷でございます。よろしく願致します。』、同じく国民保護法制を担当しております、防災対策課地域防災対策担当副主幹の大軒邦彦でございます。『大軒でございます。よろしく願致します。』、最後に、わたくし防災対策課地域防災対策担当チーフの土田孝司でございます。どうぞ、よろしく願致します。

なお、本日の協議会にご出席されております皆様につきましては、資料2の「出席者名簿」を、また、資料3に「席次表」をご用意させて頂いておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

◆司会(土田チーフ)

今今から、大和市国民保護協議会を開会致します。開会にあたり、大和市国民保護協議会会長であります、土屋侯保大和市長から、ごあいさつ申し上げます。

◆土屋侯保市長

本日は平成18年度第1回大和市国民保護協議会を開催しましたところ、委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のなかにも係わらず、多数のご出席を賜りましてありがとうございます。

昨日は大変なニュースがございましたが、実のところ武力攻撃事態というのが本当に起こるのかなと考えておりましたが、国家である朝鮮民主主義人民共和国から、ノドン・テポドンとミサイルが発射されまして、まさに国民保護の重要性を改めて認識させられた昨日、今日でございます。アジアの極東に位置する日本であります。昨日のようなことが起きるのが日本の地理的な現状でございます。今の社会情勢を見ても、私たちが平和な生活を求めていれば市民は安全だという状況ではありません。毎日のニュースを見ましても何を起こすか判らない、何が起きるか判らない状況でございます。

そういう意味では国民保護計画は正に今、国も地方自治体も必要な重要なテーマであると改めて感じたわけでございます。

皆様大変お忙しいと存じますが、よろしくご協力をお願い致します。

◆司会(土田チーフ)

ありがとうございました。本協議会の議長は、大和市国民保護協議会条例第4条第1項の規定によりまして、大和市国民保護協議会の会長が議長となるとされておりますので、会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

◆議長(土屋侯保会長)

それでは、私がこの協議会の議長として進行を務めさせていただきます。次第の4、議題1の「神奈川県国民保護計画」について、事務局説明をお願いします。

◆事務局(沢木防災対策課長)

改めてご紹介させていただきます。防災対策課長の沢木と申します。恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、資料4の「神奈川県国民保護計画」につきまして、計画作成の経過などを踏まえながら、ご説明申し上げます。この「県国民保護計画」は、平成17年3月25日に閣議決定されました「国民の保護に関する基本指針」を踏まえ、総務省消防庁が作成し、同年3月31日に公表されました「都道府県国民保護モデル計画」を参考に、「神奈川県国民保護計画(素案)」を作成し、平成17年3月に第一回、8月に第二回の「神奈川県国民保護協議会」にて審議してまいりました。その後、平成18年2月に第三回の「県国民保護協議会」に「神奈川県国民保護計画(案)」について諮問致しまして、細部の修正については会長一任として答申を受けまして、内閣総理大臣との協議を行い、本年3月31日に内閣総理大臣との協議が終了し完了致しました。県国民保護計画のポイントとしましては、総論に「我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。そのため、県はその責務を明らかにし、県の国民保護に関する計画を作成したものであります。」と記述されておりまして、神奈川県計画の位置づけを明記されているものでございます。県国民保護計画は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、国民保護措置の実施体制、避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めるものでございます。その県国民保護計画作成に当たっては、次の3点に留意し作成されております。

一つ目としまして、「災害で培ったノウハウを活用するなど実効性のある計画」であること。二つ目としまして、「意見公募により県民の意見を反映するなど、多様な意見を踏まえた計画」であること。三つ目としまして、「地域特性への配慮」でございます。

この地域特性への配慮としましては、「在日米軍や自衛隊の施設」が所在していること、「都市化、人口の過密化が進行した大都市」であること、「京浜臨海部における石油コンビナート施設等」が所在していることなどの地域特性に配慮した計画となっております。

なお、神奈川県の方々の今後の予定でございますが、①県国民保護計画に基づく県内部での図上訓練の実施、②県幹部職員を対象とした状況判断や意思決定に係る演習の実施、③県国民保護協議会の開催、④神奈川県民向けの普及啓発資料の作成、などが予定されていると聞いております。以上でございます。

◆会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。なお、ご質問につきましては、後ほど一括してお受けしますので、議題の2「大和市国民保護計画(素案)について」及び「今後のスケジュール(案)」を議題とします。事務局説明をお願いします。

◆事務局(萩野谷防災対策課副主幹)

事務局、防災対策課の萩野谷でございます。恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、資料5、「大和市国民保護計画(素案)」をご覧ください。まず、この「市国民保護計画(素案)」を作成致しました「ポイント」につきまして、ご説明申し上げます。

「大和市国民保護計画」は、国民保護法に基づく諸事項を定め、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、国民保護措置の実施体制、避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定める計画と位置付けているものでございます。

この「市国民保護計画(素案)」の作成に当たりましては、「県国民保護計画」作成時の留意点と同様に、①災害対策で培ったノウハウを活用するなど、実効性のある計画の作成、②意見公募により市民の意見を反映した計画の作成、③地域の特性へ配慮する、の3点について特に留意し、素案を作成致しました。

それでは、留意しました点につきまして、ご説明申し上げます。計画作成に当たっての留意点の一つ目「実効性のある計画」でございますが、過去の様々な災害事案における教訓を踏まえた「大和市地域防災計画」等に基づく、これまでの取り組みの蓄積を、最大限に取り入れた実効性のある計画とします。

留意点の二つ目としまして、「住民の意見反映」でございますが、パブリックコメント等を実施するなど、広く住民等の意見を求め、それぞれの意見を出来る限り反映した計画とします。留意点の三つ目としましては、「地域特性への配慮」でございます。本市には、米海軍と海上自衛隊が共同使用している厚木基地があり、人口の密集した市街地に所在しております。また、人口密度ですが、県内では川崎市が第1位、次いで、横浜市と大和市が順位を争っている過密都市であることなどに、十分配慮した計画とすることが挙げられます。

以上の点に留意しながら、このたびの「大和市国民保護計画(素案)」を作成致しました。それでは表紙をお捲り下さい。

「大和市国民保護計画」は、「神奈川県国民保護計画」と整合を図りながら、国から示されています「市町村国民保護モデル計画」を参考に、「国民の保護のための基本指針」を踏まえて作成することと、されておりますので、素案の段階では、本文を色分けしまして、黒文字につきましては、「市町村国民保護モデル計画」を、青文字につきましては、「神奈川県国

民保護計画」を、準用した記述としておりまして、赤文字の箇所が本市独自記載の箇所でございます。

それでは右側のページの目次をご覧ください。目次の一番下側中央にローマ数字で示されておりますのが、目次の各ページを示しております。I ページからVまででございます。

それでは、目次のVページまでを、お捲り下さい。「大和市国民保護計画(素案)用語集」のページとなります。用語集につきましても、目次と同様に一番下側中央にラテン文字の小文字で示されておりますのが、用語集の各ページでございます。aページからjページまででございます。

それでは、用語集の最後のjのページを、お捲り下さい。「第1編 総論」と記述されております。このページからが「市国民保護計画(素案)」の本文となります。

本文の一番下側の中央にアラビア数字で示されておりますのが、本文の各ページで、でございます。

それでは、本文の1ページからご説明させていただきます。まず、「第1編」、「総論」、「第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等」で、でございます。国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的にしております、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援等の措置について規定したものでございます。また、国民保護法において、市長は、国民の保護に関する計画を作成しなければならないと規定されております。

このような内容から、上段の四角の囲みの「1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ」につきましては、(1)の「市の責務」から、次ページ上段の(6)の「市国民保護計画の対象地域」の6項目に分けて、市の責務、市国民保護計画の目的、などを記述してございます。

続きまして、2ページをご覧ください。中段の四角の囲みの、「2 市国民保護計画の構成」でございしますが、この市国民保護計画(素案)では、第1編に「総論」、第2編に「平素からの備えや予防」、第3編に「武力攻撃事態への対処」、第4編としまして「復旧等」、そして「緊急対処事態への対処」の全5編から構成しています。

続きまして、2ページ下段の四角の囲みの「3 市国民保護計画の見直し、変更手続」でございしますが、市国民保護計画の見直しの内容や変更の手続きについて、記述してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「国民保護計画作成の流れ」を、フロー図にしたものでございます。

次に、右側の4ページをご覧ください。「武力攻撃事態等への対処に関する法制」を、フロー図にしたものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。「第2章 国民保護措置に関する基本方針」で、ございます。市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針としまして、上段の四角の囲み「1 基本的人権の尊

重」から、6ページ中段の四角の囲みの「9 地域特性への配慮」の9項目に整理してごさいます。

続きまして、7ページをご覧ください。「第3章 関係機関の事務又は事務の大綱等」で、ごさいまして、7ページから12ページまでとなっております。

この内容としましては、市、県、指定地方行政機関等の事務又は事務の大綱等につきまして記述しておりますが、記述内容につきまして現在、神奈川県と調整を行っているところでございますので、「市国民保護計画(素案)」では、「県国民保護計画」の記述に準じた記載をさせて頂いております。なお、諮問までには、神奈川県との調整を終える予定でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。総論の「第4章 市の地理的、社会的特徴」でございします。上段の四角の囲みの「1 地理的特徴」としましては、「地形」及び「気候」について記述して、ごさいます。

続きまして、右側のページをご覧ください。下段の四角の囲みの「2 社会的特徴」でございします。「社会的特徴」としましては、14ページから18ページまでに、「人口及び世帯」、「交通」、「在日米軍施設・自衛隊施設」などについて整理してごさいます。

続きまして、19ページをご覧ください。「第5章 市国民保護計画が対象とする事態」について記述しております。その内容としましては、上段の四角の囲みの「1 武力攻撃事態」としまして、着上陸侵攻など4類型を、下段の四角の囲みの「2 緊急対処事態」としまして、「攻撃対象施設等による分類」と、「攻撃手段による分類」の、2分類を対象としている旨を記述してごさいます。

続きまして、21ページをご覧ください。

このページからは第2編となります。「第2編 平素からの備えや予防」、「第1章 組織・体制の整備等」でございします。

まず、「第1 市における組織・体制の整備」でございしますが、上段の四角の囲みの「1 市の各部課室における平素の業務」としまして、「市長部局」、「消防部」、「病院部」におけます平素の業務を整理してごさいますが、今後各部と調整を行いまして、修正を加えてまいります。

続きまして、22ページの下段をご覧ください。四角の囲みの「2 市職員の参集基準等」で、ごさいます。「(1)の職員の迅速な参集体制の整備」から、24ページの中段の、「(6)交代要員の確保等」までの、6項目に整理してごさいます。

次に、24ページの下段の四角の囲みの「3 消防機関の体制」で、ごさいますが、その内容としまして、消防本部・消防署における体制の整備並びに消防団の充実・活性化の推進などについて記述してごさいます。

続きまして、26ページをご覧ください。「第2 関係機関との連携体制の整備」で、ごさいます。市が、国民保護措置を実施するに当たっては、国、県、他の市町村及びその他関係機関との相互の連携協力が必要不可欠であるため、連携体制の整備のありかたについて、2

6ページ上段の四角の囲みの「1 基本的考え方」から、28ページ上段の四角の囲みの「6 ボランティア団体等に対する支援」までに、整理し記述致しました。

続きまして、29ページをご覧ください。武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、「第3 通信の確保」で、その内容について整理致しました。

続きまして、30ページをご覧ください。「第4 情報収集・提供等の体制整備」で、ございます。上段の四角の囲みの「1 基本的考え方」から、33ページ中段の四角の囲みの「4 被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備」までの4項目に、武力攻撃事態等において、必要となる国民保護措置に関する情報の収集及び提供等の体制について、整理を致しました。

続きまして、34ページをご覧ください。「第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備」につきまして、記述させて頂きました。

続きまして、35ページをご覧ください。「第6 研修及び訓練」で、ございます。市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有しており、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、記述致しました。

続きまして、37ページをご覧ください。「第2章 避難及び救援に関する平素からの備え」で、ございます。37ページ上段の四角の囲みの「1 避難に関する基本的事項」から、39ページ上段の四角の囲みの「6 生活関連等施設の把握等」までの項目に、「避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」に関する事項について整理致しました。

続きまして、40ページをご覧ください。「第3章 物資及び資機材の備蓄、整備」につきましては、市が行う国民保護措置の実施に必要な、物資及び資機材の備蓄の整備について、上段の四角の枠の「1 市における備蓄」と、下段の四角の囲みの「2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等」の2項目に整理させて頂きました。

続きまして、42ページをご覧ください。「第4章 国民保護に関する啓発」でございます。

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があることから、上段の四角の囲みの「1 国民保護措置に関する啓発」と、下段の四角の囲み「2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発」の2項目に整理し記述致しました。

続きまして、43ページをご覧ください。このページから第3編となります。「第3編 武力攻撃事態等への対処」、「第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置」でございます。その内容としまして、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現場において初動的な被害への対処が必要となります。このため、市の初動体制について、43ページ中段の四角の囲みの「1 事態認定前における大和市緊急事態連絡室(仮称)等の設置及び初動措置」から、44ページ中段の四角の囲みの「3 国民保護対策本部に移行する場合の手続」までの項目に整理致しましたが、記述中の仮称で標記しました「大和市緊急事態連絡室」の名称につきまし

ては、県内各市町村の国民保護計画の記述内容及び、各部課室との調整などにより修正する場合もございますので、ご了承下さい。

続きまして、45ページをご覧下さい。「第2章 市対策本部の設置等」でございます。市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合のし手続や市対策本部の組織、機能等について、45ページ上段の四角の囲みの「1 市対策本部の設置」から、48ページの四角の囲みの「2 通信の確保」までの項目に整理致しました。

続きまして、49ページをご覧下さい。「第3章 関係機関相互の連携」でございます。

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村及びその他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関等と市との連携を円滑に進めることが必要となるため、49ページ上段の四角の囲みの「1 国・県の対策本部との連携」から52ページの上段の四角の囲みの「9 住民への協力要請」までの9項目に整理致しました。

続きまして、53ページをご覧下さい。「第4章 警報及び避難の指示等」、「第1 警報の伝達等」でございます。53ページ上段の四角の囲みの「1 警報の内容の伝達等」から、54ページ中段の四角の囲みの「3 緊急通報の伝達及び通知」の項目に整理致しました。

53ページに戻っていただきまして、中段のフロー図をご覧下さい。文字が見つらいフロー図でございますが、今後修正を加えてまいりますので、ご了承下さい。フロー図の、上部の太線の囲みに「国の対策本部長による警報の発令」とございます。警報は、国の対策本部長である内閣総理大臣が警報を発令するところから始まります。以下、矢印にございますように、「総務大臣(消防庁)」から「県知事」に通知され、「県知事」から「市町村長」に通知され、「市町村長」から「市の執行機関」や「その他関係機関」、そして「住民」に伝達するというのが、警報の流れでございます。

次に、53ページ下段の四角の囲みには、「2 警報の内容の伝達方法」について、整理致しました。ここで、国が、国民保護に係る警報のサイレンを定めておりますので、皆様にご紹介させていただきます。

(サイレン音吹鳴)

国民の保護に係るサイレンをお聴き頂きました。

続きまして、55ページをご覧下さい。

「第2 避難住民の誘導等」でございます。市は、県の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。市が、住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、55ページ上段の四角の囲みの「1 避難の指示の通知・伝達」から、59ページ中段の四角の囲みの「4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項」までの4項目に、フロー図を交えながら整理させていただきます。

続きまして、61ページをご覧下さい。「第5章 救援」でございます。市長は、県知事とあらかじめ調整した役割分担に基づき、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住

民や被災住民に対する救援を行うこととされています。また、市長は、県知事が実施する救援措置の補助を行うこととされていますので、61ページ上段の四角の囲みの「1 救援の実施」から、65ページ上段の四角の囲みの「5 救援の際の物資の売渡し要請等」までの5項目に整理させて頂きました。

続きまして、66ページをご覧下さい。「第6章 安否情報の収集及び提供」でございます。上段の四角の囲みの「1 安否情報の収集」から、68ページ上段の四角の囲みの「4 日本赤十字社に対する協力」までの項目に整理させて頂きました。66ページに戻って頂きまして、上段のフロー図をご覧下さい。「安否情報の収集の流れ」でございますが、これまで「市国民保護計画(素案)」で、ご説明致しました各フロー図と異なりまして、国から県、県から市という流れではなく、収集しました安否情報を整理し、市は県に、県は国に報告するという流れになっております。また、フロー図上部に「国民」という囲みがございまして、住民から照会があれば、照会された者が安否情報を回答することとなります。

続きまして、69ページをご覧下さい。「第7章 武力攻撃災害への対処」でございます。

「武力攻撃災害への対処」につきましては、69ページから79ページまでに、「第1 武力攻撃災害への対処」から「第4 NBC攻撃による災害への対処」までの項目に分けて整理致しました。それでは、69ページに戻って頂きまして、上段の四角の囲みの「第1 武力攻撃災害への対処」でございますが、その主な内容としましては、市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があることから、武力攻撃事態への対処に関して基本的な事項を定めております。

次に、70ページをご覧下さい。「第2 応急措置等」の主な内容でございますが、市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項を定めております。

次に、74ページをご覧下さい。「第3 生活関連等施設における災害への対処等」でございますが、市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県、その他関係機関と連携した市の対処に関して定めたものでございます。

次に、77ページをご覧下さい。「第4 NBC攻撃による災害への対処」の主な内容としましては、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置について定めたものでございます。

続きまして、80ページをご覧下さい。「第8章 被災情報の収集及び報告」でございます。

この内容としましては、市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について定めたものでございます。

続きまして、81ページをご覧ください。「第9章 保健衛生の確保その他の措置」でございます。この内容としましては、市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項を整理致しました。

続きまして、83ページをご覧ください。「第10章 国民生活の安定に関する措置」でございます。この内容としましては、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する事項について定めたものでございます。

続きまして、84ページをご覧ください。「第11章 特殊標章等の交付及び管理」でございます。その内容としましては、市は、ジュネーブ諸条約の追加議定書において規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとされているため、必要な事項について整理致しました。

続きまして、86ページをご覧ください。「第4編 復旧等」でございます。「第1章 応急の復旧」でございます。その内容としましては、市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとされていることから、応急の復旧に必要な事項について整理致しました。

次に、87ページをご覧ください。「第2章 武力攻撃災害の復旧」でございます。その内容としましては、市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととされていることから、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について整理致しました。

次に、88ページをご覧ください。「第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等」でございます。その内容としましては、市が、国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について整理致しました。

続きまして、89ページをご覧ください。「第5編 緊急対処事態への対処」でございます。その内容としましては、市は、原則として、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処につきましては、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこと等を記述してございます。

以上で「大和市国民保護計画(素案)」のご説明を終わらせて頂きます。

引き続きまして、「今後のスケジュール(案)」について、ご説明申し上げます。それでは、資料6をご覧ください。「平成18年度大和市国民保護計画作成スケジュール(案)」をご説明させていただきます。横軸に各月を、縦軸がそれぞれの区分となっております。上段の太枠で囲われておりますのが、本国民保護協議会のスケジュール案でございます。まず、7月6日でございますが、本日開催をしております、平成18年度の第1回国民保護協議会でございます。続きまして、10月でございますが、第2回の国民保護協議会を開催し、諮問・答申を予定しております。最後に県知事との協議が終了した時点で、本国民保護協議会を開催し、計画完成のご報告を申し上げたいと考えてございます。

続きまして、二段目の列が「庁内」、三段目の列が「市議会」でございまして、経過報告や諮問案等の説明を行いたいと考えております。続きまして、一番下の列の「市民等」でございしますが、10月を予定しておりますが、意見公募を実施しまして、市民の意見集約を図りまして、「大和市国民保護計画」作成に反映してまいりたいと考えております。なお、意見公募の結果等によりましては、12月ごろに本国民保護協議会を開催する場合もございますので、ご理解とご協力をお願い致します。最後に、下から二段目の神奈川県との区分でございしますが、県の担当者とは適宜、市国民保護計画の内容について調整を行い、年明けの1月ごろに最終の調整を行った後に、県知事との協議を実施したいと考えております。

以上で「平成18年度大和市国民保護計画作成に係るスケジュール(案)」につきまして、ご説明を終わらせて頂きます。

なお、先程ご説明申し上げました「大和市国民保護計画(素案)」でございしますが、本文だけで89ページに亘っておりますので、後日お送りいたします会議記録に、ご意見提出用の用紙と返信用封筒を同封させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上で、「大和市国民保護計画(素案)」及び「今後のスケジュール(案)」につきましてのご説明を終わらせて頂きます。長時間に亘りお聴き頂きまして、ありがとうございました。

◆会長(土屋侯保市長)

事務局からの説明は以上でございます。ただ今、事務局から説明もありましたが、大変長い計画でございますので、後日ご意見を提出して頂いても結構ですが、本日ご意見等ございましたら、ご発言をお願い致します。

(質疑・意見なし)

◆会長(土屋侯保市長)

それでは、続きまして次第の5「その他」についてですが、委員の皆様、何かございますか。事務局からは何かありますか。

◆事務局

次回の平成18年度第2回国民保護協議会は、10月上旬を予定しております。なお、委員の皆様には出来る限り早い時期に日程をお知らせ致しますので、よろしくお願い致します。

◆会長(土屋侯保市長)

それでは、本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございます。これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思っております。本日の会議の運営につきましては、皆様から、ご協力いただきましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。

◆司会(土田チーフ)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成18年度第1回大和市国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。